



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 (厚生労働五七)
- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 (同五八)

〔規 則〕

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 (原子力規制委二)

〔告 示〕

- 適格消費者団体を公示する件 (消費者庁三)
- 夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件 (総務一八四)
- 事故由来廃棄物等処分業務特別教育規程 (厚生労働一四〇)
- 安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示 (同一四一)
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示 (原子力規制委三)

〔官庁報告〕

- 国家試験
第七十一回作業環境測定士試験の実施 (厚生労働省)
- 第四十五回社会保険労務士試験の実施について (同)

〔公 告〕

諸 事 項

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会弁護士過疎・偏在対策事業・日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士養成及び援助に関する規則中一部改正・福祉厚生規則中一部改正・懲戒の処分、土地家屋調査士名簿登録等関係
地方公共団体
解散命令関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第五十七号
労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第二十七条第一項、第五十九条第三項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第百条第一項、第百三条第一項及び第百十三号、労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第二十一条第六号並びに作業環境測定法施行令 (昭和五十年政令第二百四十四号) 第一条第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年四月十二日
厚生労働大臣 田村 憲久

電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

電離放射線障害防止規則 (昭和四十七年労働省令第四十一号) の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 汚染の防止 (第二十二条―第四十一条の二)」を

「第四章 放射線物質の防護
第一節 放射線物質 (事故由来放射線物質)
第二節 事故由来放射線物質

来放射線物質を除く。に係る汚染の防止 (第二十二条―第四十一条の二) に、「第四十一条の三・第四十一条の四」を「第四十一条の十一―第四十一条の十四」に、「第五十二条の七」を「第五十二条の八」に改める。

第二条第三項中「第五十九条の二第二項第二号及び第六十一条の三において」を「以下」に、「同項第三号」を「及び同項第三号」に改め、及び同条第八項に規定する特定線量下業務を削る。

第三条の二第一項中「第三十三条第一項の貯蔵施設又は」を「第三十三条第一項 (第四十一条の九において準用する場合を含む) の貯蔵施設」に改め、「保管廃棄施設」の下に、「第四十一条の四第二項の事故由来廃棄物等取扱施設又は第四十一条の八第一項の埋立施設」を加え、「遮へい壁」を「遮蔽壁」に、「遮へい物」を「遮蔽物」に、「設けて」を「設ける等により」に改める。

第四章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節 放射線物質 (事故由来放射線物質を除く) に係る汚染の防止

第二十二条第一項中「事業者」の下に「(第四十一条の三に規定する処分事業者を除く。以下この節において同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「こん虫」を「昆虫」に改める。

第三十一条第一項中「放射性物質取扱作業室の出口」を「管理区域 (労働者の身体若しくは器具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ) の出口」に、「放射性物質取扱作業室において」を「管理区域において」に、「その室」を「その区域」に改め、同条第二項中「放射性物質取扱作業室」を「管理区域」に改める。

第三十二条第一項中「放射性物質取扱作業室」を「管理区域」に改め、同条第二項中「除去するための施設」の下に、「放射性物質取扱作業室」を加え、「放射性物質取扱作業室」を「管理区域」に改める。

第三十三条第一項中「又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物 (以下「汚染物」という。)」を削り、「ふた等」を「蓋等」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十五条第一項中「汚染物」を「別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物 (以下「汚染物」という。)」に、「もれる」を「漏れる」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十七条第二項中「しやへいするため、又は」を「遮蔽するため、若しくは」に、「ひろがり」を「広がり」に改め、同条第二項中「もれない」を「漏れない」に、「こん包」を「梱包」に改める。
第三十八条第一項中「緊急作業」の下に「その他の作業」を加える。
第四章の二中第四十一条の四を第四十一条の十二とし、第四十一条の三を第四十一条の十一とし、第四章中第四十一条の二の次に次の一節を加える。

第二節 事故由来放射性物質に係る汚染の防止

(事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示)

第四十一条の三 事故由来廃棄物等(除染則第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。))により汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。の処分の業務を行う事業の事業者(以下この節において「処分事業者」という)は、当該業務を行う事業場の境界を標識によつて明示しなければならぬ。

(事故由来廃棄物等取扱施設)

第四十一条の四 処分事業者は、密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、専用の作業施設を設け、その施設内で行わなければならない。

2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の作業施設(以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という)について準用する。

(事故由来廃棄物等取扱施設の構造等)

第四十一条の五 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の内部の壁、床その他汚染のおそれがある部分については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で作られていること。

二 表面が平滑に仕上げられていること。

三 突起、くぼみ及び隙間の少ない構造であること。

四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。

2 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんの飛散を抑制する措置を講じなければならない。

3 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、その出入口に二重扉を設ける等、汚染の広がりを防止するための措置を講じなければならない。

(破砕等設備)

第四十一条の六 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物の破砕、選別、圧縮又は濃縮等を行うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに適合する設備を用いて行わなければならない。

一 気体による汚染のおそれがある場合 気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備

二 液体による汚染のおそれがある場合 液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた設備

三 粉じんによる汚染のおそれがある場合 粉じんが飛散するおそれのない設備

2 第三十三条第二項の規定は、破砕等設備(前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において準用する第三十四条第一項において同じ。)について準用する。

(ベルトコンベア等の運搬設備)

第四十一条の七 処分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設の外において、事故由来廃棄物等又は汚染物を運搬するときは、第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用いた場合、又は同項ただし書の措置を講じた場合を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに適合する設備を用いて行わなければならない。

一 気体による汚染のおそれがある場合 気体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備

二 液体による汚染のおそれがある場合 液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた設備

三 粉じんによる汚染のおそれがある場合 粉じんが飛散するおそれのない設備

2 第三十三条第二項の規定は、ベルトコンベア等の運搬設備(前項の設備及びその附属設備をいう。第四十一条の九において準用する第三十四条第一項において同じ。)について準用する。

第四十一条の八 処分事業者は、事故由来廃棄物等又は汚染物を埋め立てるときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、蓋等外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けた埋立施設において行わなければならない。

2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の埋立施設について準用する。

(準用)

第四十一条の九 第三条第四項(第三十三条第三項において準用する場合に限る。)、第二十五条、第二十六条本文、第二十七条第一項及び第二項(第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項(第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条(第四項を除く。))並びに第三十八条から第四十一条の二までの規定は、処分事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条	放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内	事故由来廃棄物等取扱施設
第二十六条本文	放射性物質を	事故由来廃棄物等を
第二十七条第一項	放射性物質の労働者とその放射性物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、履物、作業衣(保護具等身体に装着している物(以下「装具」という。))に付着しないようにするための板、幕等の設備を設けなければならない。	当該作業に従事する労働者に第四十一条の九において準用する第三十九条第一項に規定する保護具を使用させなければならない。
第二十七条第二項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第二十八条	放射性物質が 鉗子、ピンセット等 放射性物質取扱作業室	スコップ等 事故由来廃棄物等が 事故由来廃棄物等取扱施設

第二十九条第一項	放射性物質取扱作業室内	事故由来廃棄物等取扱施設内
	設備等	設備等（労働者が触れるおそれのある部分に限る。）
第三十二条第一項	検査しなければならない。	検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。
第三十二条第二項	第三十七条第一項本文の容器を用い、又は	第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは
第三十三条第一項	放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域	事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設
第三十四条第一項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設、破碎設備又はベルトコンベア等の運搬設備
第三十五条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十七条第一項	放射性物質を	事故由来廃棄物等を
	放射性物質若しくは	事故由来廃棄物等若しくは
	保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくとき	廃棄のために一時ためておく、若しくは埋め立てるとき
	又は放射性物質取扱作業室内において運搬するとき	事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき、又は第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき
第三十七条第二項及び第三項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第四十条	放射性物質取扱作業室内	事故由来廃棄物等取扱施設内
第四十一条の二第二項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設
第四十一条の二第一項	放射性物質を	事故由来廃棄物等を

（除染特別地域等における特例）

第四十一条の十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域（次項において「除染特別地域等」という。）において、事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イの除去土壌に限る。以下この項において同じ。）を埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条（第四項を除く。）の規定及び第四十一条の五の規定は、適用しない。

一 遠隔操作により作業を行う等の事故由来廃棄物等による労働者の身体への汚染を防止するための措置	二 事故由来廃棄物等を湿潤な状態にする等の粉じんの発散を抑制するための措置	三 埋立施設の境界からできる限り離れた場所において作業を行う等の粉じんの飛散を抑制するための措置	四 埋立施設の境界における事故由来放射性物質の表面密度の一月を超えない期間ごとの測定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度と当該埋立施設の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下とするための措置	除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項（第三十五条第二項において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第二十八条	別表第三に掲げる限度（その汚染が事故由来廃棄物等取扱施設以外の場所が生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一）以下	屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下	又は事業場の出口	別表第三に掲げる限度
第三十一条第一項	の出口	別表第三に掲げる限度	別表第三に掲げる限度	別表第三に掲げる限度
第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三十五条第一項	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度	別表第三に掲げる限度	別表第三に掲げる限度

第四章の二中第四十一条の十二の次に次の二条を加える。

（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業規程）

第四十一条の十三 事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業を行うときは、当該作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

- 一 事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の操作
 - 二 安全装置及び自動警報装置の調整
 - 三 作業の方法及び順序
 - 四 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置
 - 五 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検査及び汚染の除去に関する措置
 - 六 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置
- 2 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出)

第四十一条の十四 事業者（労働安全衛生法（以下「法」という。）第十五条第一項に規定する元方事業者）に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者に限る。）は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一事故由来廃棄物等に汚染された設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合において当該設備を分解し、又は当該設備の内部に立ち入る作業

二 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が一週間につき一ミリシーベルトを超えるおそれのある作業

第三條第二項及び第三條の二第三項の規定は、前項第二号に規定する外部放射線による実効線量及び空気中の放射性物質による実効線量の算定について準用する。

第四十三條中「当該事業場の所在地を管轄する」という。」を「所轄労働基準監督署長」に改める。

第六條の二中第五十二條の七の次に次の一條を加える。
(事故由來、墮落物等の凡分の業務に系する時刻の改定)

(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育)

第五十二条の八 事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 事故由来廃棄物等に関する知識

事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法に関する知識

三 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識

四 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

五 關係法令

六 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法及び使用する設備の取扱い

2 安簡則第三十七條及び第三十八條並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 事故由来廃棄物等取扱施設

第五十五条中「第二号又は第三号」を「第二号から第三号まで」に改める。

第五十七条中「様式第一号」を「様式第一号の二」に改める。

第六十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「調整」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第六十一条の四 放射線業務に常時従事する労働者であつて、管理区域に立ち入るもののうち、当該

業務に配置替えとなる直前に除染則第二条第三項の除染等業務従事者であつた者については、当該

者が直近に受けた除染則第二十条第一項の規定による健康診断（当該業務への配置替えの日前六月

以內に行われたものに限る。は第五十六條第一項の規定による配置替えの際の健康診断とみなす。

第六十二條中「及び第三十六條第二項」を「第三十六條第二項、第四十一條の四第二項及び第四十一條の八第二項」に改め、「第三十二條第一項」の下に「これらの規定を第四十一條の八（第四十一

十一條の八第二項」に改め、「第三十五條第一項」の下に「この法律の規定を第四十一條の九（第四十一條の十第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）において適用する場合を含む。）及び「第

第二項の規定を第四十一条の下に「これらの規定を第四十一条において準用する場合を含む。」、第四十二条の二の下に「これらの規定を第四十一条において準用する場合を含む。」をそれぞれ加えることと読み替へて適用する場合を含む。」を第一

の六第二項、第四十一條の七第二項、第四十一條の八第一項を加え、「前條第一項を」第六十一條

の第二項に改め、「事業者」の下に「(除染則第二条第一項の事業者を除く。)」を加える。

様式第一号を次のとおり改める。

様式第1号(第41条の14関係)

事故由來廢棄物等処分業務に係る作業届

事業場の名称	事業場の所在地	電話	()
工事の名称			
施設又は設備の名称	施設又は設備の有無	電話	()
作業の概要	発注者の名称	電話 ()	
	作業場所		
	作業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
作業責任者の氏名	作業を行う場所の総量当量率 (μ Sv / h)		
作業区分	1 事故発生原因等により汚染された設備の内部への立入作業 2 事故発生原因等により汚染された設備の内部への立入作業 3 実効線量が1週間につき1mSvを超えるおそれのある作業		
関係請負人一人及び労働者数の概数		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人

事業者職氏名

哥

勞働基準監督署長 殿

備考
1 本居は、施設又は設備単位で居けることを原則とすること。
「特別庁では別居の三宅、横山は、事業所より退居せざる相人に

- 2 を記入すること。
- 3 「発注者」の欄には、発注者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記入すること。

- 4 「作業場の所在地」の欄には、作業を行う範囲を具体的に記入すること。配置図等を用いる場合には別添として添付すること。
- 5 「作業を行う場所の緑黄当量率」の欄には、あらかじめ把握した作業を行う場所の緑黄当量率を記入すること。作業

6 「作業区分」の欄には、該当する番号に丸印を付すること。

7. 関係諸個人の人名、寛及び労働者数の総数、の欄には、関係諸個人ことの名標と、当該作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。できること。氏名を記載し、押印することによって、署名すること。

様式第 1 号の次に次の様式を加える。
様式第 1 号の 2 (第 57 条関係)

電離放射線健康診断個人票

氏 名	性 別	男・女	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
放射線業務の経験 (他の事業におけるものを含む)	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	①前回の健康診断 までの実効線量 (mSv)
②被ばく歴の有無	無					
③判定と処置						
健康診断年月日						
現在の業務名						
実効線量 外部被ばくによるもの (事故等によるものを除く。) (mSv)						
内部被ばくによるもの (事故等によるものを除く。) (mSv)						
④事故等によるもの (mSv)						
計 (mSv)						
事故等によるものを除くもの (mSv)						⑤
⑥事故等によるもの (mSv)						
計 (mSv)						
事故等によるものを除くもの (mSv)						⑤
⑦引放ぎによるもの (mSv)						
計 (mSv)						
⑧引放ぎによるもの (mSv)						
計 (mSv)						
白 血 球 数 (株/μl)						
リ ン パ 球 (%)						
中 球 (%)						
異 型 リ ン パ 球 (%)						
好 中 球 核 (%)						
好 中 球 分 核 (%)						
好 酸 球 (%)						
好 塩 基 球 (%)						
赤 血 球 数 (万/μl)						
血 色 素 量 (g/dl)						
ヘマトクリット値 (%)						
その他の						

眼	水 晶 体 の 混 濁 (有無)					
皮膚	発 赤 (有無)					
乾燥又は皸じり	有 (有無)					
潰 瘍 (有無)						
爪 の 異 常 (有無)						
その他の検査						
全 身 的 所 見						
自 覚 的 所 見						
参 考 事 項						
⑦医 師 の 診 断						
健康診断を実施した医師の氏名 印						
⑧医 師 の 意 見						
意見を述べた医師の氏名 印						

備考

- ①の欄は、平成13年4月1日以後の実効線量の合計を記入すること。また、同欄の () 内には平成13年3月31日以前の集積線量を記入すること。
- ②の欄は、被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無その他放射線に関する被ばくに関する事項を記入すること。
- ③の欄は、本票記載の健康診断又は検査までの期間に採られた放射線に関する医学的処置及び就業上の措置について記入すること。
- ④の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事、(3)放射線物質の採取、(4)傷創部の汚染及び(5)別表に掲げる限度の10分の1以下にすることが困難な身体への汚染によって受けた実効線量又は推定量 (受けた実効線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因) を記入すること。
- ⑤の欄は、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定による健康診断の結果を記入する場合には、除染等電離放射線健康診断個人票の「外部被ばくによるもの (事故等によるものを除く。)」の欄に記入されている実効線量を記入すること。
- ⑥の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事及び(5)別表に掲げる限度の10分の1以下にすることが困難な身体への汚染によって受けた等価線量又は推定量 (受けた等価線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因) を記入すること。
- ⑦の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- ⑧の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第五十七条の改正規定、第六十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び様式第1号の次に一様式を加える改正規定並びに附則第6条(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号)第二十九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(汚染の防止に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際密封されていない事故由来廃棄物等を取り扱う作業が現に行われている専用の作業室又は当該作業に従事する者の専用の廊下等で、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則第二十三条の規定に適合するものは、これらを引き続き使用する場合に限り、この省令による改正後の電離放射線障害防止規則第四十一条の五の規定に適合しているものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四條 労働安全衛生規則の一部改正

第三十六條中第二十八條の三の次に次の一号を加える。

二十八の四 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第五十二号。以下「除染規則」という。)第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。)により汚染された物であつて、電離規則第二条第二項に規定するものの処分の業務

第三十六條第三十八號中「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第五十二号。以下「除染規則」という。)」を「除染規則」に改める。

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第五條 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第五十三條第二号」の下に「又は第二号の二」を加える。

(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正)

第六條 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條」を「第三十條」に改める。

第二條第七項各号列記以外の部分中「掲げる業務」の下に「(電離規則第四十一条の三の処分の業務を行う事業場において行うものを除く。)」を加え、同条第八項中「除染等業務」の下に「その他の労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務」を加える。

第十條中「元方事業者」の下に「に該当する者がいる場合にあつては、当該元方事業者」を加える。

第二十九條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(調整)」を付し、同条の次に次の一條を加える。

第三十條 除染等業務に常時従事する除染等業務従事者のうち、当該業務に配置替えとなる直前に電離規則第四條第一項の放射線業務従事者であつた者については、当該者が直近に受けた電離規則第五十六條第一項の規定による健康診断(当該業務への配置替えの日前六月以内に行われたものに限り。は、第二十條第一項の規定による配置替えの際の健康診断とみなす。

〇厚生労働省令第五十八号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七條第一項、第六十一條第一項及び第百十三條並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第六号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 木材加工用機械(第百二十二條―第百三十條)」を「第三節の二 食品加工用機械(第百二十二條―第百三十條)」に、「第一款 構造(第百五十二條―第百五十三條)」を「第一款 総則(第百五十一條の八十四)」に、「第五款 プレーカ(第百七十一條の四)」を「第五款の二 構造(第百五十二條―第百五十三條)」に、「第六款 解体用機械(第百七十一條の四―第百七十一條の六)」に改める。

第七條の見出し中「そうじ等」を「掃除等」に改め、同条第一項中「そうじ」を「掃除」に、「又は修理」を「修理又は調整」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「覆い」を「覆い」に改め、同条第二項中「かけ」を「掛け」に改める。

第二編第三章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 食品加工用機械

(切断機等の覆い等)

第百三十條の二 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

第百三十條の三 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

労働者は、前項の用具等を使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

第百三十條の四 事業者は、第百三十條の二の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

労働者は、前項の用具等を使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉砕機等への転落等における危険の防止)

第百三十條の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さ九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯(令第十三條第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

労働者は、前項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

第百三十條の六 事業者は、前条第一項の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

労働者は、前項の用具等を使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉砕機等から内容物を取り出す場合における危険の防止)

第百三十條の七 事業者は、第百三十條の五第一項の機械(内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

労働者は、前項の用具等を使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ロール機の覆い等)

第百三十條の八 事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)

第百三十条の九 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

第百四十二条第一項中「及び」を「又は」に改め、「混合機」の下に「(第百三十条の五第一項の機械を除く。)」を加え、「ふた」を「蓋」に、「さく」を「柵」に改め、「令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「ふた」を「蓋」に改め、同条第三項中「安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)」を「安全帯等」に改める。

第百四十三条第一項中「混合機」の下に「第百三十条の五第一項の機械及び」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第百四十七条第一項中「本章第四節に規定する」を「第百三十条の九及び本章第四節の」に、「はさまれる」を「挟まれる」に改める。

第百五十三条中「ブレーカ」を「解体用機械」に改める。

第二編第二章第一節第一款を第一款の二とし、同節に第一款として次の一款を加える。

第一款 総則

(定義等)

第百五十一条の八十四 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

一 鉄骨切断機

二 コンクリート圧砕機

三 解体用つかみ機

第百五十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(転落等の防止等)」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一款を加える。

第百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

第百六十五条中「及び取りはずし」を「又は取り外し」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「安全ブロック等」の下に「及び第百六十六条の二第一項に規定する架台」を加え、第二編第二章第一節第二款中第百六十六条の次に次の三條を加える。

(アタッチメントの倒壊等による危険の防止)

第百六十六条の二 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の架台を使用しなければならない。

(アタッチメントの装着の制限)

第百六十六条の三 事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならない。

(アタッチメントの重量の表示等)

第百六十六条の四 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量(バケット、ジッパ等)を装着したときは、当該バケット、ジッパ等の容量又は最大積載重量を含む。以下この条において同じ。を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

第百六十八条第一項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第百七十一条の四の特定解体用機械にあつては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無

第百六十八条第二項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第二編第二章第一節第五款の款名を「解体用機械」に改める。

第百七十一条の四の見出しを「(立入禁止等)」に改め、同条中「ブレーカ」を「解体用機械」に改め、「工作物の解体若しくは破壊の作業(令第六条第十五号の五の作業を除く。)」又はコンクリート、岩石等の破碎の」を削り、「措置」の下に「(令第六条第十五号の二、第十五号の三及び第十五号の五の作業にあつては、第二号の措置を除く。)」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。

第二編第二章第一節第五款中第百七十一条の四を第百七十一条の六とし、同条の前に次の見出し及び二條を加える。

(使用の禁止)

第百七十一条の四 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械(以下この条において「特定解体用機械」という。)の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、特定解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、当該場所においては、地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第百七十一条の五 事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

別表第三令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号に掲げる建設機械の運転の業務の項中「第六号」を「第六号1」に改め、同項の次に次のように加える。

令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務
一 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限り)を修了した者
二 その他厚生労働大臣が定める者

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(第一款 構造(第百五十二条・第百五十三条)を「第一款の二 構造(第百五十二条・第百五十三条)」に改める部分及び「第五款 プレーカ(第百七十一条の四)」を「第五款 解体用機械(第百七十一条の四)」に改める部分)は、平成二十五年七月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の労働安全衛生規則(次条において「新安衛則」という。第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械であつて、平成二十五年七月一日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、労働安全衛生法(次条において「法」という。第四十二条の規定は、適用しない。)

(就業制限に関する経過措置)

第三条 事業者は、新安衛則第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、新安衛則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者であつて、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの

二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者であつて、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの

(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 家内労働法施行規則の一部改正

別表第一機械の項第一号中「そうじ」を「掃除」に、又は修理を「修理又は調整」に、「行なう」を「行う」に、「うける」を「受ける」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「覆い」を「覆い」に改め、同項第二号中「そうじ」を「掃除」に、「行なう」を「行う」に、「うける」を「受ける」に改め、同項第三号中「かける」を「掛ける」に改め、同表研削といしは項機械、器具又は原材料その他の物品の欄中「研削といし」を「研削と石」に改め、同項第四号中「こえて」を「超えて」に改め、同欄第三号中「研削といし」を「研削と石」に改め、同表プレス機械又はシャワーの項第三号中「こえない」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同表危険物の項第一号中「ふた板」を「蓋板」に改め、同表有機溶剤等の項第二号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「ふれない」を「触れない」に改め、同項第五号中「よい」を「良い」に改め、同表土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する原因となる物品の項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「そうじする」を「掃除する」に改め、同表鉛等の項第三号中「真空そうじ機」を「真空掃除機」に、「そうじする」を「掃除する」に改め、同項第五号中「すみやかに」を「速やかに」に、「真空掃除機」を「真空掃除機」に、「そうじする」を「掃除する」に改める。

規 則

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十四條、第三十五條、第六十二條の三及び第六十六條並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）第二條第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則を次のように制定する。

平成二十五年四月十二日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

(適用)

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第三十四條、第三十五條及び第六十二條の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）第一條に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四條の三第一項の認可があつた場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十二年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七條の三の二から第七條の三の四、第七條の三の六、第七條の五、第十一條の三、第十一條の四及び第十三條を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三條第五号に規定する放射線又はメーガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第一條第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三 「燃料体」とは、実用炉規則第一條第三号に規定する燃料体をいう。

四 「管理区域」とは、実用炉規則第一條第四号に規定する管理区域をいう。

五 「安全区域」とは、実用炉規則第一條第五号に規定する安全区域をいう。

六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第一條第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七 「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第一條第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

(記録)

第三条 法第三十四條の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表中欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記 録 事 項	記録すべき場合	保 存 期 間
一 原子炉施設の保守管理記録		
イ 第十一條の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）並びにその担当者の氏名に限る。）	やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三條の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあつては毎週一回とする。	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間
ロ 第十二條第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ハ 第十二條第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理の目標又は針針の改定までの期間
ニ 運転記録（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉に係るものを除く。）	連続して	十年間
イ 原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉）（それぞれ第一條に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉又は四号炉をいう。）以下同じ。）を除く。）の熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	十年間
ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉）に係るものを除く。）の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	十年間